

ロイヤルセラピスト協会認定講師規約

2014年4月1日改正

第1条(趣旨)

本規約は、ロイヤルセラピスト協会(以下「RTA」という)の認定講師(以下「RTA認定講師」という)が、RTA指定スクールを開業するにあたり、本規約に定めるRTA認定講師となるための条件を受諾して、その資格の認定を受けた上、RTAの許諾のもとに、その標章であるRTAの統一的、同一のイメージのもとに、RTAの提唱する趣旨に則した活動を行うことを目的として、定められる。

第2条(認定条件)

RTA認定講師となろうとする者は、以下の条件を満たすことが必要であり、既にRTA認定講師の資格を有する者も、以下の条件を満たさなくなった場合には、直ちに資格を失うものとする。

- ① RTA賛助会員加入規約に同意し加入者であること。
- ② RTAが主催(日本セラピスト検定機構が開催)する「RTA講師認定検定」を修了していること。
- ③ RTAが別に定める「RTA指定スクール開業基準」を満たしたRTA指定スクールを開業すること。

第3条(認定審査)

- ① RTA認定講師(RTA指定スクール開業)となろうとする者はRTAの認定審査を経て、承認を得られた場合に正式なRTA認定講師として認められる。
- ② RTA認定講師(RTA指定スクール開業)となろうとする者は、RTA認定講師(RTA指定スクール開業)認定の決定、ならびに認定取り消し決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には異議を申し立てない。
- ③ RTA認定講師(RTA指定スクール開業)の審査が通らなかった場合、または認定を取り消されるなどして資格を失った場合には、RTA認定講師、RTA指定スクールの名称使用禁止は勿論のこと、RTAと何らかの関係があるように表示して宣伝活動、講師活動ならびにスクール活動を実施してはならない。

第4条(RTA認定講師の権利義務)

- ① RTA認定講師は、RTAの認定講師として、対外的に活動することができる。
- ② RTA認定講師は、RTAの主催する技術勉強会、セミナー等へ参加する資格を有する。
- ③ RTA認定講師が指定スクールを開講する場合は、RTA所定のカリキュラム及び料金に従い、またRTA所定の教材を利用しなければならない。
- ④ RTA認定講師はホームページ(ブログやLINE、mixi、Twitter、Facebookなどを含む)等広告媒体において、以下の広告掲載規定を遵守しなければならない。
 1. RTAロゴ、RTAの名称または、指定スクールとして登録している屋号や電話番号を記載しているホームページ(リンク先ページも含む)にはRTAに関すること以外の内容を記載してはいけない。また、特定商取引法に従った表記を行わなければならない。
 2. RTAロゴまたはRTAの名称を記載していないオリジナルのホームページやブログであっても、RTA認定講師の肩書きを背負っている立場として、RTAの名誉を損なう表記、またはRTAとの信頼関係を失う表記、ならびに特定商取引法・不正競争取引法に抵触する表記をしてはならない。(特に、RTA認定講座と、他団体の資格講座の混在を禁止します)
 3. 知的財産権(商標権、肖像権、パブリシティ権、著作権)を侵害してはならない。
- ⑤ その他、RTA認定講師はロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約ならびにRTA指定スクール開業基準を遵守したスクール運営を行わなければならない。

第5条(RTA認定講座以外の講座の開校や商品販売その他事業を行う場合について)

- ① RTA認定講師が、兼業としてRTAが指定していない講座の開講や商品販売その他事業を行う場合には、RTAに事前に届け出なければならない。
- ② 届け出のあったRTAが指定していない講座の開講や商品販売その他事業はRTAの審査を経て、承認を得られた場合に兼業として認められる。
- ③ RTA認定講師は、前項の承認の決定、ならびに不承認決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には異議を申し立てない。

- ④ RTAが承認した場合であっても、RTAが指定していない講座の開講や商品販売その他事業については、RTA認定講座受講生ならびにRTA加入者に対して勧誘ならびに販売行為を行ってはならない。《特に、連鎖販売取引(マルチまがい商法)、スピリチュアル系、RTAに類似する資格、同業他社など》
- ⑤ RTA会員ならびにRTA認定講師の立場を隠して行う事業であっても、RTA認定講師の肩書きを背負っている立場であることを自覚して、本規約の定め反する事業を行ってはならない。

第6条(禁止事項)

- ① RTA認定講師はWeb試験システムを利用してRTA統一認定試験を受験する際、自身ならびに受講生の試験に際してカンニング・代理受験など、いかなる不正も行ってはならない。
- ② RTAのスクール事業に模倣するビジネス(団体の設立や参加などを含む)を行ってはならない。
- ③ 直接、間接に限らず、第三者(家族を含む)のビジネスに誘引する行為を行ってはならない。
- ④ 個人情報保護法を遵守し、業務上知りえた事項について正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。また、受講生ならびにRTA加入者の個人情報を第三者に漏洩してはならない。但し、RTAが前記情報及び個人情報の開示を求めた場合にはこの限りではない。
- ⑤ RTA認定講師は、RTA認定講座の教材を第三者に配布、転売してはならない。
- ⑥ RTA認定講師は、RTA認定講座の教材を複製、または、模倣してはならない。
- ⑦ RTA認定講師は、いかなる内容であれ、RTAの名誉を損なうような行為を行ってはならない。

第7条(認定講師の責務)

- ① RTA認定講師は、自らが開講したRTA認定講座の受講生に対し、その者がRTA認定講師として承認されるまでの教育を行う責任を負い、故意に加入させない、RTA認定講師にさせないなどの行為を行ってはならない。
- ② RTA認定講師は、自らが開講したRTA認定講座の受講生との受講契約は、RTA認定講師自身との契約であることを認識し、当該受講生とのトラブルはRTA認定講師自身が(認定講師資格失効、または取り消し。あるいはRTAを退会、除名処分になった後でも)責任を以て対応するものとする。

第8条(法令の遵守)

- ① RTA認定講師は、RTA指定スクールを名乗り、その受講生を募集するときは、法に従いRTAの定めた概要書面(特定継続的役務提供取引の書面)を受講予定者に遅滞なく交付しなければならない。
- ② RTA認定講師は、RTA指定スクールを名乗り、またはRTA認定講師として、収入の保証、または就職の保証をした受講生募集活動(業務提供誘引販売)を行ってはならない。
- ③ RTA認定講師は、あたかもRTAまたはその協会員としての活動に関連があるようにホームページ(ブログやLINE、Facebookなどを含む)に表示あるいは口外して、RTAが指定する以外の一切の商行為を行ってはならない。

第9条(RTA認定講師資格の有効期限と更新について)

- ① RTA認定講師資格の有効期限は、第3条①項の認定承認後満3年とする。
- ② 更新を希望する者は、RTAが主催する(日本セラピスト認定機構が開催)「RTA講師更新検定」を受講した上で、RTAの許諾のもとに更新をすることができる。

第10条(RTA認定講師ライセンスならびにRTA指定スクール資格の失効について)

- ① RTA認定講師がライセンス有効期間内の途中でRTA指定スクールを閉校する場合は、書面にてRTAに届出るものとし、RTAが届出を受理することによってRTA認定講師ライセンスならびにRTA指定スクールの資格を失効する。
- ② RTA認定講師がRTA認定講師ライセンス有効期限内に第9条②項の「RTA講師更新検定」を受講しなかった場合は、RTA認定講師ライセンスならびにRTA指定スクールの資格を失効する。
- ③ RTA認定講師がRTAを退会した場合には、その時点でRTA認定講師ライセンスならびにRTA指定スクールの資格も失う。

